

令和 8 年 第 6 回 川西市教育委員会（定例会）議事日程表

会議日時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木） 午後 2 時 0 0 分から

場 所 川西市役所 4 階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案 第 7 号	川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について	
	議案 第 8 号	川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
	議案 第 9 号	川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について	
5	議案 第 1 0 号	川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案 第 1 1 号	川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について	
7	議案 第 1 2 号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案 第 1 3 号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案 第 1 4 号	教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について	
1 0	議案 第 1 5 号	川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
1 1	議案 第 1 6 号	業務量管理・健康確保措置実施計画について	
1 2	議案 第 1 7 号	令和 8 年度版「川西の教育」の発行について	

1 3		諸報告 清和台地区の学校のあり方検討の進捗報告について	
1 4		諸報告 旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業施設改修及び保育所整備・運営事業者の選定	

令和 8 年 第 6 回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

目

次

- 議案 第 7 号 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 8 号 川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 9 号 川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 10 号 川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 11 号 川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について
- 議案 第 12 号 川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 13 号 川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 14 号 教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 15 号 川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案 第 16 号 業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 議案 第 17 号 令和8年度版「川西の教育」の発行について

議案第 7 号

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

川西市立幼保連携型認定こども園における乳児等通園支援事業の利用時間の特例について定めるに当たり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則（平成 29 年川西市規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(延長保育料の特例) 第 3 条 (略)	(延長保育料の特例) 第 3 条 (略) <u>(乳児等通園支援事業の利用時間の特例)</u> 第 3 条の 2 保護者が乳児等通園支援事業 <u>(児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する事業をいう。以下この条において同じ。）を利用した場合において、当該利用した時間が利用予定時間（乳児等通園支援事業を利用する保護者が当該利用日の利用開始前までに認定こども園に通知した利用予定時間をいう。以下この条において同じ。）に満たないときであっても、当該保護者は、乳児等通園支援事業を利用予定時間と同時間利用したものとみなす。</u>

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

乳児等通園支援事業保育料の減免について定めるとともに規則の適正性を確保するため見直しを行い、規則の所要の規定の整理を行う必要があるので本案を提出する。

川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

川西市保育料等の減免に関する規則（平成30年川西市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 保育料等 次号から第5号までに定めるものをいう。	(1) 保育料等 次号から第6号までに定めるものをいう。
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(5) 一時預かり保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第2条第2項に定める額をいう。	(5) 一時預かり保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第2条第2項に規定する一時預かり保育料をいう。
	(6) 乳児等通園支援事業保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第2条第5項に規定する乳児等通園支援事業保育料をいう。
(6) 支払義務者 子ども・子育て支援法	(7) 支払義務者 子ども・子育て支援法

(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者その他の保育料等を支払う義務を有する者をいう。 (保育料等の減免) 第3条 (略) 2 (略) 3 延長保育料(日額)及び一時預かり保育料の減免は、経済的事情その他特別の事情がある場合に、市長が必要と認めた額及び期間について行うものとする。 別表第2(第3条、第4条関係) (別紙1)	(平成24年法律第65号。<u>以下「法」という。</u>)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者、<u>同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者</u>その他の保育料等を支払う義務を有する者をいう。 (保育料等の減免) 第3条 (略) 2 (略) 3 <u>乳児等通園支援事業保育料の減免に係る要件等は、別表第3のとおりとする。</u> 4 <u>延長保育料(日額)、一時預かり保育料及び乳児等通園支援事業保育料の減免</u>は、経済的事情その他特別の事情がある場合に、市長が必要と認めた額及び期間について行うものとする。 別表第2(第3条、第4条関係) (別紙1) <u>別表第3(第3条、第4条関係)</u> (別紙2)
---	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙 1)

(改正前)

別表第 2 (第 3 条、第 4 条関係)

延長保育料 (月額) 減免基準

要件	減免額	減免期間
1 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) (略) (2) (略) (3) 利用者負担規則別表備考第 8 項の表ウの規定に該当する世帯 (4) 利用者負担規則別表備考第 9 項の規定の適用を受ける同項に規定するひとり親世帯等 (以下「ひとり親世帯等」という。)。ただし、次項第 2 号に該当する場合は、第 2 子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。 (5) 利用者負担規則別表備考第 9 項の規定の適用を受けるひとり親世帯等以外の世帯のうち、第 2 子以降の子を有する世帯。ただし、次項第 3 号に該当する場合は、第 3 子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。	全額	当該要件に該当する期間
2 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 利用者負担規則別表備考第 8 項の表イの規定に該当する世帯 (2) (略) (3) (略)	延長保育料 (月額) の額に 2 分の 1 を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
3 その他特別の事情がある場合	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間

(別紙 1)

(改正後)

別表第 2 (第 3 条、第 4 条関係)

延長保育料 (月額) 減免基準

要件	減免額	減免期間
1 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) (略) (2) (略) (3) 利用者負担規則別表備考第 7 項の表ウの規定に該当する世帯 (4) 利用者負担規則別表備考第 8 項の規定の適用を受ける同項に規定するひとり親世帯等 (以下「ひとり親世帯等」という。)。ただし、次項第 2 号に該当する場合は、第 2 子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。 (5) 利用者負担規則別表備考第 8 項の規定の適用を受けるひとり親世帯等以外の世帯のうち、第 2 子以降の子を有する世帯。ただし、次項第 3 号に該当する場合は、第 3 子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。	全額	当該要件に該当する期間
2 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 利用者負担規則別表備考第 7 項の表イの規定に該当する世帯 (2) (略) (3) (略)	延長保育料 (月額) の額に 2 分の 1 を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
3 その他特別の事情がある場合	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間

(別紙2)

(改正後)

別表第3 (第3条、第4条関係)

乳児等通園支援事業保育料減免基準

要件	減免額	減免期間
1 法第7条第11項に規定する乳児等通園支援を受けた日において、当該支援を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合	全額	当該要件に該当する期間
2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である場合又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合（1に掲げる場合を除く。）	乳児等通園支援事業保育料の額に3分の2を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
3 その他特別の事情がある場合	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間

議案第 9 号

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

川西市立幼保連携型認定こども園における乳児等通園支援事業の実施日時及び利用定員を定めるに当たり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市立幼保連携型認定こども園規則の一部を改正する規則

川西市立幼保連携型認定こども園規則（平成 29 年川西市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(地域こども預かり保育) 第 23 条 (略)	(地域こども預かり保育) 第 23 条 (略) <u>(乳児等通園支援事業)</u> 第 24 条 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する事業をいう。以下この条において同じ。）の実施日は、 <u>第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項第 3 号に掲げる日以外の日とする。</u> 2 乳児等通園支援事業の実施時間は、 <u>午前 9 時から午後 5 時までの間で園長が定める時間とする。</u> 3 認定こども園の乳児等通園事業の 1 時間当たりの利用定員及び 1 月当たりの利用定員は、次の表のとおりとする。

	<table><tr><td>認定こども園</td><td>1時間当たりの利用定員</td><td>1月当たりの利用定員</td></tr><tr><td>川西市立牧の台みどりこども園</td><td>5人</td><td>150人</td></tr><tr><td>川西市立加茂こども園</td><td>5人</td><td>150人</td></tr><tr><td>川西市立川西こども園</td><td>5人</td><td>150人</td></tr><tr><td>川西市立川西北こども園</td><td>5人</td><td>150人</td></tr></table>	認定こども園	1時間当たりの利用定員	1月当たりの利用定員	川西市立牧の台みどりこども園	5人	150人	川西市立加茂こども園	5人	150人	川西市立川西こども園	5人	150人	川西市立川西北こども園	5人	150人
認定こども園	1時間当たりの利用定員	1月当たりの利用定員														
川西市立牧の台みどりこども園	5人	150人														
川西市立加茂こども園	5人	150人														
川西市立川西こども園	5人	150人														
川西市立川西北こども園	5人	150人														
4 乳児等通園支援事業の手續等について																
(給食等)	(給食等)															
第24条 (略)	第25条 (略)															
(園外行事)	(園外行事)															
第25条 (略)	第26条 (略)															
(備付表簿)	(備付表簿)															
第26条 (略)	第27条 (略)															
(貸与)	(貸与)															
第27条 (略)	第28条 (略)															
(評価)	(評価)															
第28条 (略)	第29条 (略)															
(緊急時における対応)	(緊急時における対応)															
第29条 (略)	第30条 (略)															

(非常災害対策)	(非常災害対策)
<u>第30条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)
(虐待防止の措置)	(虐待防止の措置)
<u>第31条</u> (略)	<u>第32条</u> (略)
(補則)	(補則)
<u>第32条</u> (略)	<u>第33条</u> (略)

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 10 号

川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

乳児等通園支援事業の開始等に伴い、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会事務局事務分掌規則及び川西市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

川西市教育委員会規則第 号

川西市教育委員会事務処理規則及び川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

(川西市教育委員会事務処理規則の一部改正)

第 1 条 川西市教育委員会事務処理規則（昭和 4 2 年川西市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(教育長の決裁を要する事項) 第 1 0 条の 2 教育長の決裁を要する事項 は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(10) (略) <u>(11) 幼稚園及び認定こども園の学級編制</u>	(教育長の決裁を要する事項) 第 1 0 条の 2 教育長の決裁を要する事項 は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(10) (略)
<u>に関すること。</u> (12) 前各号に定めるもののほか、前条に	(11) 前各号に定めるもののほか、前条に
規定する事項以外の重要な事項 別表（第 1 1 条関係）	規定する事項以外の重要な事項 別表（第 1 1 条関係）

(別紙 1)

(別紙 1)

(川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第 2 条 川西市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 4 4 年川西市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(分掌事務) 第 7 条 (略) 教育推進部～インクルーシブ推進課 (略) 入園所相談課 (1)～(3) (略)	(分掌事務) 第 7 条 (略) 教育推進部～インクルーシブ推進課 (略) 入園所相談課 (1)～(3) (略) <u>(4) 子ども・子育て支援法（平成 2 4</u> <u>年法律第 6 5 号）第 8 条に規定する</u> <u>子ども・子育て支援給付（他部課に</u> <u>属するものを除く。）に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(5) 乳児等通園支援事業の実施（他部</u> <u>課に属するものを除く。）に関する</u> <u>こと。</u> (6) (略)
(4) (略) (5) 地域型保育事業の施設監査及び子 ども・子育て支援法（平成 2 4 年法	(7) 地域型保育事業及び乳児等通園支 援事業の施設監査並びに子ども・子

<u>律第65号</u> に基づく支援提供の確 認監査に關すること。 <u>(6)</u> (略)	育て支援法に基づく支援提供の確認 監査に關すること。 <u>(8)</u> (略)
---	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙 1)

(改正前)

別表 (第 11 条関係)

個別専決事項

1 教育推進部教育総務課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 教育委員会開催に関する事務を処理すること。	○		
2～6 (略)	(略)		
7 <u>小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制</u> に関すること。	○		
8～11 (略)	(略)		
12 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。	○		
13 奨学資金貸与の手続に関する事務を処理すること。	○		
14 (略)	(略)		

2～6 (略)

7 教育推進部入園所相談課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 <u>民間幼稚園、保育所及び認定こども園の運営及び支援</u> に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
2 <u>幼稚園</u> の入園に関すること。			○
3 <u>認可外保育施設及び地域型保育事業</u> の支援に関すること。	重要なもの	比較的重要なもの	軽易なもの
4 <u>保育所及び認定こども園</u> の入所の可否を決定すること。			○
5～10 (略)	(略)		

(別紙 1)

(改正後)

別表 (第 11 条関係)

個別専決事項

1 教育推進部教育総務課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 教育委員会開催に関する事務を処理すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>
2～6 (略)	(略)		
7 <u>学校園</u> の学級編制に関すること。	○		
8～11 (略)	(略)		
12 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。			○
13 奨学資金貸与の手続に関する事務を処理すること。			○
14 (略)	(略)		

2～6 (略)

7 教育推進部入園所相談課に関する事項

	部長	副部長	課長
1 民間幼稚園、保育所、 <u>認定こども園及び地域型保育事業の支援</u> に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
2 <u>市立1号認定児</u> の入園に関すること。			○
3 認可外保育施設の支援に関すること。	<u>重要なもの</u>	比較的重要なもの	<u>軽易なもの</u>
4 <u>認可保育施設</u> の入所の可否を決定すること。			○
5 <u>子ども・子育て支援給付の認定</u> に関すること。			○
6 <u>乳児等通園支援事業の実施</u> に関すること。	<u>重要なもの</u>		<u>軽易なもの</u>

7 民間保育施設等に対する指導監査に関すること。	重要なもの		軽易なもの
8～13 (略)	(略)		

議案第 11 号

川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程の制定について

川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、「普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。」と規定されたため本案を提出する。

川西市教育委員会訓令第 号

川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程を次のように定める。

令和 年 月 日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

川西市教育委員会に係る情報セキュリティ規程

(目的)

第1条 この規程は、川西市教育委員会の情報セキュリティに関し、その確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、情報資産をさまざまな脅威から守り、川西市教育委員会の行政サービスを安全かつ効率的に提供し、もって市政に対する市民の信頼を一層増進することを目的とする。

(準用等)

第2条 川西市情報セキュリティに関する規則（平成16年川西市規則第17号）第2条から第15条までの規定は、川西市教育委員会の情報セキュリティについて準用する。

2 前項の規定による準用についての読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	副市長	教育長
第8条第1項	企画財政部長	教育推進部長
第9条第1項	企画財政部ICT推進課長	教育推進部教育総務課長

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

○川西市情報セキュリティに関する規則

平成16年3月29日

規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、本市の情報セキュリティに関し、その確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、情報資産をさまざまな脅威から守り、本市の行政サービスを安全かつ効率的に提供し、もって市政に対する市民の信頼を一層増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 実施機関の内部又は相互間を接続するための通信網、その構成機器及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (2) 情報システム 電子計算機及びその周辺機器（ネットワークを含む。）並びにソフトウェアから構成された個別の業務を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 本市の使用するすべての情報システム、情報システムの開発及び運用に係る情報並びに情報システムにおいて取り扱う電子的又は磁気的な方式による情報をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性（情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできることを確実にすることをいう。）、完全性（情報及び処理の方法が正確かつ完全である状態を安全防護することをいう。）及び可用性（許可された利用者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすることをいう。）が維持されていることをいう。

(遵守義務)

第3条 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つとともに、情報資産に関する業務を行うに当たっては、この規則及び情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ管理体制)

第4条 情報セキュリティを確保するため、本市に情報統括管理者、情報統括副管理者、情報セキュリティ管理者、システム管理者及び情報資産管理者を置く。

(情報統括管理者)

第5条 情報統括管理者は、副市長をもって充てる。

2 情報統括管理者は、情報セキュリティの確保に関する最高責任者として決定権限及び責任を有するものとする。

3 情報統括管理者は、情報セキュリティ対策を講ずるに当たっては、職員が遵守すべき事項及び情報セキュリティ対策を行う上で必要となる統一的な基準として対策基準を定めるものとする。

(情報統括副管理者)

第6条 情報統括副管理者は、企画財政部長をもって充てる。

2 情報統括副管理者は、情報統括管理者を補佐し、情報セキュリティを確保する責任を有するものとする。

(情報セキュリティ管理者)

第7条 情報セキュリティ管理者は、企画財政部ICT推進課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティの適正な運用及び管理を行うため、全庁的ネットワークの管理並びに全庁的な情報資産の総合調整及び技術指導を行うものとする。

(システム管理者)

第8条 システム管理者は、情報システムを設置する課等（課及びこれに準ずる組織をいう。以下同じ。）の長をもって充てる。

2 システム管理者は、情報セキュリティを確保するため、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 対策基準に基づく、情報システムに係る具体的な運用の手順（以下「実施手順」という。）に関すること。

(2) 情報システムに係るソフトウェア、機器の構成等の設定の変更、更新等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報システムの運用及び保守に関すること。

(情報資産管理者)

第9条 情報資産管理者は、情報資産を取り扱う課等の長をもって充てる。

2 情報資産管理者は、情報セキュリティを確保するため、この規則、対策基準及び実施手順を所属職員に周知させ、並びに所管する情報資産を適正に使用し、及び管理しなければならない。

(監査の実施)

第10条 情報統括管理者は、この規則、対策基準及び実施手順が遵守されていることを検証するために、必要に応じて監査を実施するものとする。

(他の執行機関)

第11条 市長は、他の執行機関と協議し、他の執行機関においてもこの規則に準じて、情報セキュリティを確保するための方策が適切に実行されるよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月25日規則第91号)

この規則は、平成18年12月26日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月31日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年12月25日規則第51号)

この規則は、平成26年12月26日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年12月25日規則第51号)

この規則は、平成29年12月26日から施行する。

付 則 (平成30年3月31日規則第26号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月25日規則第60号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年12月26日から施行する。

付 則（令和4年3月31日規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日規則第21号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

川西市学校給食費の徴収等に関する規則（令和3年川西市規則第57号）の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

学校給食費の保護者負担額の変更に伴い、規則の一部を改正する必要があるためので本案を提出する。

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 号

川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

川西市学校給食費の徴収等に関する規則（令和 3 年川西市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
付 則	付 則 <u>（小学校に係る学校給食費の特例）</u> 5 <u>令和 8 年度から当分の間、川西市立小</u> <u>学校において実施する学校給食に係る学</u> <u>校給食費の年額については、第 5 条第 1</u> <u>項本文の規定にかかわらず、別表中欄に</u> <u>掲げる区分に応じ、同表右欄に定める 1</u> <u>食当たりの学校給食費の額からそれぞれ</u> <u>3 1 2 円を減じて得た額（当該額が零を</u> <u>下回る場合には、零とする。）に標準実</u> <u>施回数を乗じて得た額とする。ただし、</u> <u>当該学校給食を受ける児童の保護者が生</u> <u>活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）</u>

の規定により教育扶助を受けている場合は、この限りでない。

(特別支援学校に係る学校給食費の特例)

6 令和8年度から当分の間、川西市立特別支援学校（小学部に限る。）において実施する学校給食に係る学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、零とする。ただし、当該学校給食を受ける児童の保護者が生活保護法の規定により教育扶助を受けている場合又は特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定により学校給食費の全額について支弁を受けている場合は、この限りでない。

7 前項の規定にかかわらず、令和8年度から当分の間、当該学校給食を受ける児童の保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条の規定により学校給食費の半額について支弁を受けている場合における川西市立特別支援学校（小学部に限る。）において実施する学校給食に係る学校給食費の年額については、第5条第1項本文の規定にかかわらず、別表中欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める1食当たりの学校給食費の額からそれぞれその半額を減じて得た額に標準実施回数を乗じて得た額とする。

別表（第5条関係）

種別	区分	1食当たりの 学校給食費
小学校 及び特 別支援 学校	主食、副食及 び牛乳	<u>302円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>227円</u>
	副食停止給食	<u>118円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>75円</u>
	米飯のみの給 食	<u>43円</u>
中学校	主食、副食及 び牛乳	<u>345円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>270円</u>
	副食停止給食	<u>124円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>75円</u>
	米飯のみの給 食	<u>49円</u>

別表（第5条関係）

種別	区分	1食当たりの 学校給食費
小学校 及び特 別支援 学校	主食、副食及 び牛乳	<u>335円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>256円</u>
	副食停止給食	<u>139円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>79円</u>
	米飯のみの給 食	<u>60円</u>
中学校	主食、副食及 び牛乳	<u>383円</u>
	牛乳飲用停止 給食	<u>304円</u>
	副食停止給食	<u>148円</u>
	牛乳のみの給 食	<u>79円</u>
	米飯のみの給 食	<u>69円</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

秋期休業日の取扱いおよび校外行事の表記、部活動に関わる項目を変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出する。

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則（平成 18 年川西市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又はの表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(休業日) 第 3 条 学校の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 秋季休業日 <u>11月4日</u> (7)・(8) (略) 2～4 (略)	(休業日) 第 3 条 学校の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 秋季休業日 <u>11月2日</u> (7)・(8) (略) 2～4 (略)
(学校以外の場所で行う教育活動) 第 6 条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、<u>転地学習</u>、<u>キャンプ</u>その他これらに類する校外行事（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成 16 年川西市教育委員会	(学校以外の場所で行う教育活動) 第 6 条 学校における教育活動の一環として実施する修学旅行、<u>校外学習</u>その他これらに類する校外行事（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則（平成 16 年川西市教育委員会規則第 9

規則第9号) 第3条に規定する校区の範囲内で実施する校外行事及び部活動の一環として実施する校外行事を除く。) を実施するときは、校長は、あらかじめ次に掲げる事項を記載して委員会に届け出なければならない。ただし、宿泊を要するとき、又は実施地が市域外にあるときは、委員会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略)	号) 第3条に規定する校区の範囲内で実施する校外行事を除く。) を実施するときは、校長は、あらかじめ次に掲げる事項を記載して委員会に届け出なければならない。ただし、宿泊を要するとき、又は実施地が市域外にあるときは、委員会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略)
2 部活動の一環として実施する校外行事を実施しようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載して校長に届け出なければならない。ただし、宿泊を要するとき、又は実施地が市域外にあるときは、校長の承認を受けなければならない。	

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

教科書以外の図書等の取扱いを変更するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出する。

教科書以外の図書等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

教科書以外の図書等の取扱いに関する規則（昭和42年川西市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（その他の教科用図書の届出） 第3条 学校園が正規の教科書及び前条に定めるもの以外の図書で、<u>下記に掲げるものについては学校園長は使用10日前に現品に使用理由書を添えて教育委員会に届出るものとする。</u> (1) ワーク、ブックの類 (2) 学習雑誌の類 <u>(3) 休業日中における学習帳又は日記帳の類</u> <u>(4) その他これ等に準ずるもの</u>	（その他の教科用図書の届出） 第3条 学校園が正規の教科書及び前条に定めるもの以外の図書で、<u>次に掲げるものについては学校園長は使用10日前までに使用理由書を教育委員会に届け出るものとする。</u> (1) ワーク、ブックの類 (2) 学習雑誌の類 <u>(3) その他これ等に準ずるもの</u>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 15 号

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第5号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

規則の適正性を確保するため見直しを行い、規則の所要の規定の整理を行う必要がある
ので本案を提出する。

川西市規則第 号

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成 27 年川西市規則第 17 号の 2）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特定地域型保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6)・(7) (略) 別表（第 3 条関係） （別紙 1）	(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 特定地域型保育事業 法第 43 条第 4 項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (6)・(7) (略) 別表（第 3 条関係） （別紙 1）

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

(改正前)

別表 (第 3 条関係)

(略)								
備考	1 (略)							
	2 この表における所得割の額については、 <u>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項及び附則第 4 5 条に規定する税額控除の適用前の額とする。</u>							
	3 ～ 6 (略)							
	7 C 階層から D 1 0 階層までの世帯であって、 <u>同一世帯に 2 人以上の小学校就学前子ども（法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用（以下「保育所等に入所」という。）している場合における次表の第 1 欄に掲げる児童に係る利用者負担額は、同表第 2 欄により計算して得た額とする。</u>							
	<table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr><tr><td>ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子ども</u>のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）</td><td>利用者負担額</td></tr><tr><td>イ <u>保育所等に入所しているア以外</u>の<u>小学校就学前子ども</u>のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）</td><td>利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>ウ <u>保育所等に入所している上記以外</u>の<u>小学校就学前子ども</u></td><td>無料</td></tr></table>	第 1 欄	第 2 欄	ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額	イ <u>保育所等に入所しているア以外</u> の <u>小学校就学前子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額	ウ <u>保育所等に入所している上記以外</u> の <u>小学校就学前子ども</u>
第 1 欄	第 2 欄							
ア <u>保育所等に入所している小学校就学前子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額							
イ <u>保育所等に入所しているア以外</u> の <u>小学校就学前子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額							
ウ <u>保育所等に入所している上記以外</u> の <u>小学校就学前子ども</u>	無料							
8 ・ 9 ・ 1 0 (略)								

(別紙 1)

(改正後)

別表 (第 3 条関係)

(略)								
備考	1 (略)							
	2 この表において <u>市民税所得割の額とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 21 条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額とする。</u>							
	3～6 (略)							
	7 C 階層から D 10 階層までの世帯であって、 <u>負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。）が同一世帯に 2 人以上いる場合における次表の第 1 欄に掲げる児童に係る利用者負担額は、同表第 2 欄により計算して得た額とする。</u>							
	<table><tr><th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr><tr><td>ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。)</u></td><td>利用者負担額</td></tr><tr><td>イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u>のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）</td><td>利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u></td><td>無料</td></tr></table>	第 1 欄	第 2 欄	ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。)</u>	利用者負担額	イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額	ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u>
第 1 欄	第 2 欄							
ア <u>負担額算定基準子どものうち、年長者(その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。)</u>	利用者負担額							
イ <u>ア以外の負担額算定基準子ども</u> のうち、年長者（その児童が 2 人以上いる場合は、そのうち 1 人とする。）	利用者負担額に 2 分の 1 を乗じて得た額							
ウ <u>ア及びイに掲げる者以外の負担額算定基準子ども</u>	無料							
8・9・10 (略)								

議案第 16 号

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり策定することについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和8年3月26日提出

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

令和8年4月1日から「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の一部が施行されるにあたり、教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務づけられるため本案を提出する。

川西市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8(2026) 年 3 月

川西市教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

第6次川西市総合計画では、教育保育分野の目標として、多様な教育保育活動の場を整え、質の高い教育保育内容の充実を図ることを掲げている。

質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、教育職員にしかできない職務に専念できるよう、業務の見直しや効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2（2020）年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川西市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」

（以下「規則」という）を定め、また、令和3（2021）年6月には「川西市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある学校づくりに関する方針）」を作成して、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年（2024）度は以下のとおりであった。

【令和6（2024）年度の時間外在校等時間の状況】※1

項目	人数	割合
一人あたり年間平均時間外在校等時間 379 時間 33 分（月平均：31 時間 37 分）	—	—
1 箇月時間外在校等時間 80 時間超※2	69 人	9.2%
1 箇月時間外在校等時間 45 時間超※2	406 人	54.4%
年間時間外在校等時間 360 時間超 （月平均 30 時間超）	370 人	49.5%
年間時間外在校等時間 720 時間超 （月平均 60 時間超）	32 人	4.3%

※1 教育職員 747 人に占める割合

※2 令和6（2024）年度においてひと月でも月80時間または45時間を超えたことがある教育職員の実人数が対象

一人あたり年間平均時間外在校等時間については、全体として月平均で30時間を上回っている。また、ひと月でも80時間を超えたことがある教育職員の割合は1割以下であるものの、45時間を超えたことのある教育職員の割合は54.4%と半数を超える状況となっている。

さらに、市の規則で定める、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外に業務を行うことが必要な場合の上限時間（年間720時間）を超えた教育職員は32人（4.3%）となっている。

これらの詳細なデータを見ると、教頭など特定の職名の時間が特に多くなっている傾向がある。そのため、教育職員全体で業務改善の取組を進めていくとともに、特定の職名に特化した対応についても今後検討が必要となる。

【病気休暇等取得者の状況（90 日以上病気休暇及び休職）】（単位：人）

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
病気休暇等 取得者	7 人	8 人	9 人	8 人

90 日以上病気休暇及び休職を取得した人数については、ここ数年間は概ね横ばいで推移している。

2. 計画期間

令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とする。

政府の目標『令和 11（2029）年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3. 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教育職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教育職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間を平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える教育職員の割合：0%
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間における教育職員の時間外在校等時間：360 時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

ワーク・ライフ・バランスを実現することが、教育職員の視野を広げるなど、資質や能力の向上にも資するため、職員のライフワークなどについて、有給休暇制度を適切に活用できる職場環境づくりを進めていく。

- ・ 年次休暇を年間 10 日以上取得する教育職員の割合：100%
- ・ ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120 以上（※1）の所属数：0 所属

（※1）「健康リスク値（総合）」は、公立学校共済組合のストレスチェック結果をもとに算出される指数で、全国平均を 100 とした相対値です。120 以上は、全国平均と比べてストレス負荷が高く、健康への影響が懸念される状態を示します。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

- 「学校業務改善に関するガイドライン（令和6（2024）年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（継続実施）
- ・市独自の働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」の完全実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進

- ・働きがいのある学校づくりや業務改善を進めるプロジェクトチームの全学校内の設置及び市教育委員会内のプロジェクトチームとの連携（継続実施）

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（※2）

イ 部活動の社会移行の完全実施（継続実施）

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化（継続実施）

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施（継続実施）

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入（継続実施）
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）
- ・教育職員の校務の効率化やこどもの学びの充実に向けて、生成AI等の活用の促進

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・スクールサポートスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材の積極的な活用（継続実施）

⑤制度・仕組みの見直し

ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施

- ・学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施（継続実施）

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・業務改善プロジェクトチームから生まれた市独自の取組や他市の好事例集の取組の共有

ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し

- ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施（継続実施）

（※2）本計画4ページに、「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組内容を記載しています。

⑥執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進（継続実施）
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備（継続実施）

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底（継続実施）
- ・管理職・一般職員向けの市独自研修の実施
- ・相談窓口の活用周知（継続実施）

●「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組

①学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・弁護士による法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援（継続実施）

②教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・市教育委員会から学校への調査量や文書量の縮減（継続実施）
- ・LOGO フォームなどのデジタル技術の活用による学校の負担軽減（継続実施）
- ・共同学校事務の取組の推進（継続実施）

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・市教育委員会のICT担当職員によるサポート（継続実施）

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校のプール授業の委託化に伴う施設管理負担の軽減（継続実施）
- ・スマホによるオートロック操作やTeamsアプリにある校内内線化の実施（継続実施）

エ 部活動

- ・部活動の社会移行完全実施（継続実施）

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・補助的業務についてのスクールサポートスタッフの活用（継続実施）

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進（継続実施）
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理業務全般も一元化できるシステムを活用（継続実施）

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護師、特別支援加配職員、生活指導相談員、語学支援員などの配置（継続実施）
- ・不登校児童生徒への対応として、全校にサポートルームを設置（継続実施）

●その他の取組

- ・教職員の勤務時間適正化先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進（継続実施）
- ・春休みの追加や秋休みの創設など、長期休業の見直し（継続実施）
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、本計画の目標などと整合性のあるものとなるよう指導・助言を実施
- ・市教委の職員と教育職員がアクセスできる校務系、教育データを活用する学習系のプラットフォームから構成する教育 DX プラットフォームの構築（継続実施）

（２）健康の保持増進

●ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定（再掲）
- ・各学校における衛生委員会の月 1 回以上の開催の徹底
- ・1 箇月時間外在校等時間が月 100 時間超または 2 ～ 6 月平均 80 時間超の教育職員への産業医面談指導の実施（継続実施）
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知（継続実施）
- ・市教育委員会による「風通しの良い職場づくり」のための研修の実施

心の健康づくり計画（兵庫県教育委員会）における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理監督者を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

（３）取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・取組の主体となる市教育委員会内の関係課が定期的に集まり、現状の共有や有効な支援などを検討するプロジェクトチームの設置

5 今後のフォローアップ

- ・教育委員会定例会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告
- ・共同メッセージ等を活用し、ホームページへの掲載や、学校運営協議会等を通じて保護者や地域への周知と理解促進
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校への本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実

議案第 17 号

令和8年度版「川西の教育」の発行について

令和8年度版「川西の教育」の発行について、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

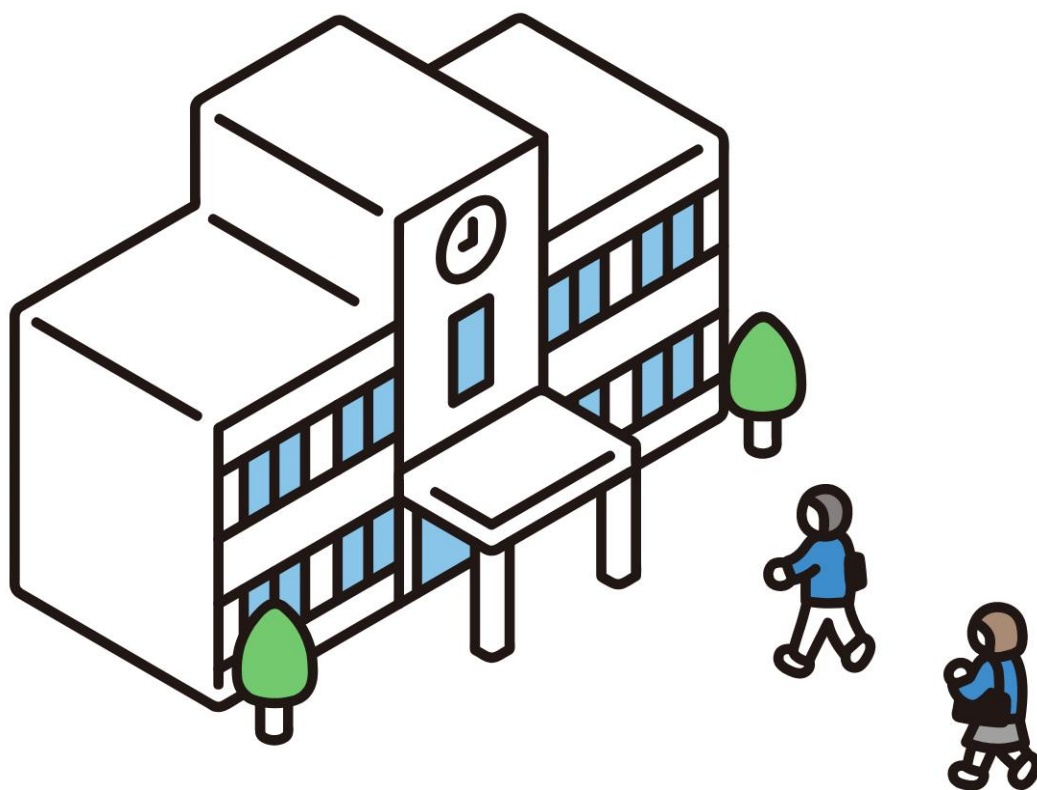
令和8年3月26日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

「川西の教育」を令和8年度版に改訂するため、本案を提出する。



令和 8 年度

川西の教育
～アクションプラン～

川西市教育委員会

目次

はじめに

川西の教育～アクションプラン～とは？	-----	P I
川西の教育～アクションプラン～の位置づけ	-----	P I

今年度の重要施策

令和8年度重要施策 一覧	-----	P 3
--------------	-------	-----

教育委員会事務局の主な取組

教育委員会事務局の主な取組	-----	P 5
---------------	-------	-----

学校園所の主な取組

学校園所の主な取組	-----	P 9
-----------	-------	-----

令和6年度の主な取組と評価

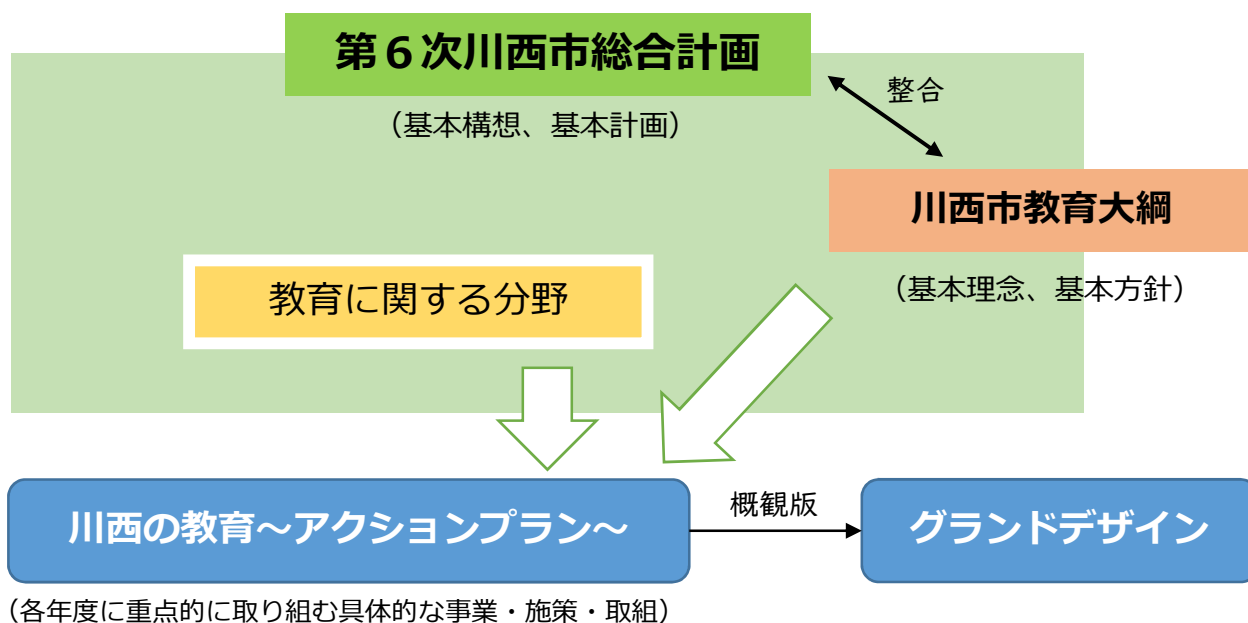
令和6年度の主な取組と外部有識者からの評価	-----	P I I
-----------------------	-------	-------

川西の教育～アクションプラン～とは？

令和6年度に、川西市のめざすまちづくりの基本方針「第6次川西市総合計画」を策定しました。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、川西市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として「川西市教育大綱」も同時に策定しました。教育大綱の策定に向けては子どもの意見を大切にしたいという思いから、市長、教育長、教育委員が全中学校・特別支援学校へ訪問し、生徒と対話を重ねました。

川西市教育委員会では、第6次総合計画や教育大綱に基づいて取り組む事業のうち、重点的に取り組む事業やこれまで取り組んできた内容を『川西の教育～アクションプラン～』としてまとめました。取組内容を共有するだけでなく、進捗状況や成果・課題をまとめ、子どもたちの充実した学びや育ちにつながる取組を進めていきます。

川西の教育～アクションプラン～の位置づけ



「第6次川西市総合計画」は、基本構想として5つの柱「1.人が豊かに育つ川西の実現」「2.にぎわいが生まれる川西の実現」「3.安全安心を備えた川西の実現」「4.快適な環境で暮らせる川西の実現」「5.変革の歩みを止めない川西の実現」で構成しています。

教育委員会の事業は、基本構想の5つの柱のうち主に「1.人が豊かに育つ川西の実現」の「小施策2.子育て環境整備」「小施策3.教育保育」「小施策4.若者支援」に体系づけています。

(次頁図参照)

基本構想		基本計画		
5つの柱(分野別目標)	No.	施策	No.	小施策
01 人が豊かに育つ川西の実現	1	子ども・若者	1	妊娠・出産・乳幼児支援
			2	子育て環境整備
			3	教育保育
			4	若者支援
	2	人権・ジェンダー平等・多文化共生	5	人権・ジェンダー平等・多文化共生
	3	生涯学習	6	社会教育
			7	芸術文化・スポーツ

(「第6次川西市総合計画」より)

子どもたちが幸せにいることや、そこから広がる笑顔は、世代を超えたにぎわいを生み、多くの人を幸せにする力があります。そこで、まず子どもに笑顔（幸せ）になってもらいたいという思いから、本市の施策は子ども・教育から始めます。また、人と交流する機会が減っている中、これまで以上に「人づくり」や「つながりづくり」が求められることから、個人の成長と地域社会の発展、学びと活動の好循環を生み出すことで、誰もが豊かに育つことのできる川西をめざします。

「川西市教育大綱」の基本方針

《基本方針》 ※重要施策に関連するものを抜粋

(1) 子育て・就学前教育保育 「すべての子どもたちに最良のスタートを」

- ア 遊びを中心とした学びの支援
- イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供
- ウ インクルーシブ教育保育の提供
- エ 地域社会との協働による子どもの健やかな成長の支援

(2) 学校教育 「すべての子どもたちに充実した学び、育ちを」

- ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実
- イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現
- ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育の推進
- エ 学校運営をみんなで考える体制の構築
- オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成
- カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現
- キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備
- ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化
- ケ 人権教育、多文化共生教育の推進

令和8年度重要施策 一覧

総合計画の目標の実現に向けて、教育委員会が今年度取り組む重要な施策は以下のとおりです。
 その中で、**教育大綱（○）△** と表示している項目は、教育大綱の基本方針に基づき、重点的に実施する取組です。

取組名	多様な学びに取り組むことができる 教室環境の整備		
担当	教育保育課	教育大綱（２）ア	
【概要】	事業費	200万円	
児童生徒が自ら問いを立て、課題解決に向けた学習を進めていくなど主体的な学習（探究的な学習、自由進度学習等）に取り組むために必要な教室環境を整備します。			

取組名	部活動の社会移行の推進		
担当	教育保育課	教育大綱（2）カ	
【概要】	事業費	2,652万円	
令和8年度から完全実施となる部活動の社会移行に対し、中学生の放課後の活動を持続可能にするため、こどもたちが安心して地域クラブの活動に参加できるよう支援します。			

取組名	学校歯科保健啓発事業の拡充		
担当	教育保育課		
【概要】	事業費	42万円	
児童のむし歯処置未完了者減少を目指し、市内全小学校を対象とした啓発事業を行います。			

取組名	フリースクール等民間施設へ 通う児童生徒への支援		
担当	教育総務課		教育大綱（２）イ
【概要】	事業費	180万円	
フリースクール等の民間施設に通う不登校児童 生徒の保護者の経済的負担軽減のため、民間施 設での授業料等にかかる費用の一部を支援しま す。			

取組名	こども・若者の意見表明の実現		
担当	教育総務課	教育大綱（２）エ	
【概要】	事業費	100万円	
学校生活において、こどもたちの意見が実現するように支援します。			

取組名	こども誰でも通園制度の実施		
担当	教育総務課・入園所相談課 教育保育職員課	教育大綱（１）イ	
【概要】	事業費	3,417万円	
保育所等に在籍していない0歳6か月から3歳未満のこどもが、月一定時間まで保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を市立認定こども園などで実施します。			

取組名	清和台地区の市立学校のあり方検討		
担当	教育政策課	教育大綱（２）キ	
【概要】	事業費	37万円	
こどもたちが「ひとつの学校でともに学ぶ」環境を整備するため、清和台地域の市立学校のあり方を検討します。			

取組名	民間プールを活用した 水泳授業の実施		
担当	教育政策課・教育総務課		教育大綱（２）ア
【概要】		事業費	7,597万円
これまで一部の小中学校と川西養護学校で試行実施していた民間プールを活用した水泳授業について、子どもたちの学習環境の充実のために全16小学校に拡大して実施します。			

取組名	就学前医療的ケア児のための 看護師配置		
担当	インクルーシブ推進課 教育保育職員課	教育大綱（１）ウ	
【概要】	事業費	2,883万円	
医療的ケアが必要な子どもが安心して保育を受けられるようにするため、医療的ケア児が在籍する市立認定こども園等に、看護師を配置します。			

取組名	小学校給食にかかる保護者の負担軽減		
担当	給食課		
【概要】	事業費	40,515万円	
給食費負担軽減交付金を活用し小学校給食の保護者負担を軽減します。			

取組名	小学校へのエレベーター設置		
担当	施設マネジメント課	教育大綱（２）ウ	
【概要】	事業費	13,390万円	
バリアフリー環境を整備するため、東谷小学校にエレベーターを設置し、陽明小学校では、設置に向けて設計を実施します。			

取組名	キッズプレイス（放課後児童の居場所）の拡大		
担当	入園所相談課	教育大綱（１）イ	
【概要】	事業費	11,187万円	
留守家庭児童育成クラブの待機児童対策の一つとして、学校施設を活用し、おとなが児童を見守り、サポートを行う放課後児童居場所づくり事業を2校から11校に拡大します。			

取組名	留守家庭児童育成クラブにおける 入退室管理システム導入		
担当	入園所相談課	教育大綱（２）オ	
【概要】	事業費	151万円	
市立留守家庭児童育成クラブ利用者の利便性向上などを図るため、児童の出欠等の連絡や入退室の管理などを行う入退室管理システムを導入します。			

取組名	小・中学生の多様な学びの場 （居場所）づくり		
担当	教育保育課	教育大綱（２）イ	
【概要】	事業費	945万円	
令和9年度に、小・中学生のための多様な学びの場（仮称：学びのスペース「北部セオリア」）を配置し、社会的自立に向けた支援を行います。			

教育委員会事務局の主な取組

川西市では、すべての子どもたちの充実した学びや育ちに向けて、様々な取組を進めており、今年度に取り組む事業のほか、これまでの主な取組内容を以下のとおりまとめています。

主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実

取組名 ICT教育の推進

概要

令和2年度に、全小中学校及び特別支援学校に学校通信ネットワークを整備し、すべての児童生徒にタブレットPCを配備しました。
また、令和5年度より、全小中学校普通教室に電子黒板を配備しました。
令和7年度には、学校における児童生徒1人1台のタブレット端末を更新しました。また、川西養護学校、特別支援学級、少人数学級に電子黒板を拡充して配置しました。

取組名 基礎学力の定着に向けて

概要

児童生徒の英語力向上を図るため、令和2年度に外国語の授業に配置している外国人の指導助手（ALT）を増員し、全小中学校に1名ずつ配置しました。
令和5年度には、中学校において、英語・数学の基礎学力の定着を目的に全学年で少人数授業を実現するための環境づくりとして、新たに教職員を配置しました。
令和6年度2学期からは、子どもたちがいつでも学び直しができるよう、中学生を対象にした民間事業者による学習支援を放課後の教室で開始し、令和7年度は1学期から実施しました。

取組名 「学びの深化」実践指定

概要

令和6年度、従来型の教育保育にとらわれず、多様な教育保育活動を実践する学校園所等を指定し、子どもたちの主体的な学びの実現に向けた授業改善や教育課程の見直し等を支援しました。

人権教育の推進

取組名 「子どもの権利」を学ぶカリキュラム

概要

子どもたちが自分自身の権利について学ぶことができるよう、発達段階に応じたカリキュラムを全ての学校園所で編成しています。また、子どもの意見を学校運営や教育施策に反映していくため、市長や教育委員会と子どもたちが意見交流する機会を設けるなど、子どもが意見を表明できる仕組みづくりを進めました。

協働的な学びや育ちの実現

取組名 全小中学校に校内サポートルームを設置

概要

令和4年度に、全小中学校において、校内サポートルームを運営し、子どもたちに多様な居場所や学びの場を確保しました。また、児童生徒の生活・学習を支援する支援員を配置しました。
令和6年度には、中学校における校内サポートルームの支援員の配置時間を拡充しました。

インクルーシブ教育保育の推進

取組名 川西養護学校スクールバス更新

概要

令和7年度、川西養護学校に通う児童生徒を送迎するスクールバスを更新するとともに、1台増やしました。

取組名 個別の教育支援計画作成等支援ソフトを活用した切れ目のない教育保育の支援

概要

障がいのある子どもに対し、客観的なアセスメントに基づき、個々に応じた適切な教育保育を提供するため、令和5年度から、個別の教育支援計画作成等支援ソフトを活用しています。

取組名 保育施設での医療的ケア児の受入れ

概要

医療的ケア児が、就学前保育を受けることができるよう、また医療的ケア児と医療的ケア児でない子どもが、ともに学び・育つことができるよう、令和5年度から、市立就学前施設で、医療的ケアが必要な子どもの受入れを行っています。
また、医療的ケアが必要な子どもが安心して保育を受けられるよう、医療的ケア児が在籍する市立認定こども園等には、看護師を配置しています。

学校運営をみんなで考える体制の構築

取組名 学校運営協議会の設置

概要 市内全校園に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させています。

取組名 「こどもが想いをカタチにできるプロジェクト」の実施

概要 令和7年度に、中学校と川西養護学校において、生徒会を中心に、子どもたちが主体的に考え、様々な意見を議論して提案し、予算を活用しながらその実現を行いました。

新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現

取組名 部活動の社会移行の推進

概要 令和7年度、中学生の放課後の活動を持続可能にするため、中学校での活動に必要な照明機器の整備、地域クラブの情報を管理するポータルサイトの導入、及び低所得世帯への活動費助成を行いました。

質の高い教育保育環境の整備

取組名 市立学校のあり方検討

概要 令和7年度より、学校のあり方基本方針に基づき、より良い教育環境をめざし、望ましい学校規模を実現するため、清和台地区の保護者や地域住民と話し合いを進めています。

取組名 民間プールを活用した水泳授業の実施

概要 令和6年度より、子どもたちの学習環境の充実に向けて、清和台小学校、清和台南小学校、及び川西養護学校で、令和7年度より更に、川西小学校、桜が丘小学校、及び清和台中学校を加えて、民間プールを活用した水泳授業を実施しました。

取組名 中学校給食の実施

概要 中学校で、特定原材料等全28品目のアレルギーに対応した米飯中心の手作り給食を開始しました。

取組名 小中学校体育館の空調整備

概要 令和7年度に、児童生徒の教育環境向上を図るとともに、避難所である体育館の環境を改善するため、全小中学校の体育館に空調設備を整備しました。

取組名 中学校での自転車通学の試行実施

概要 令和6年度に、清和台中学校区（けやき坂地区）及び東谷中学校区（北陵地区）で、自転車通学を試験的に実施しました。あわせて、路面表示として矢羽根を整備しました。
令和7年度には、東谷中学校区（北陵地区）で、自転車通学する生徒が使用する駐輪場を整備しました。

取組名 留守家庭児童育成クラブの充実

概要 令和6年度に待機児童の解消をめざし、民間留守家庭児童育成クラブを誘致するため、取り組みを進めてきましたが、誘致が困難な状況となりました。また、市立育成クラブにおいても運営が厳しい状況にあることから、育成クラブとは異なる新たな放課後の居場所づくりの検討を進めました。また、主任支援員を補佐する副主任支援員を配置し、運営体制の強化を図るため取り組みを進めました。
令和7年度には、待機児童対策として実施している夏季休業期間中のみの育成クラブの運営を民間事業者へ業務委託しました。また、久代小学校と桜が丘小学校をモデル校として学校施設を活用し、おとなが児童を見守り、サポートを行う放課後児童居場所づくり（キッズプレイス）を試行実施しました。

取組名 民間教育保育施設への運営支援の拡充

概要 令和6年度に新たに開設した3施設の小規模保育事業所への運営支援を行いました。また、民間教育保育施設における保育人材の確保と定着を図るための新たな支援として、採用後3年間にわたり、保育士等へ一時金を支給した施設に対する補助金を新設しました。
令和7年度より新たに開設した2施設の民間教育保育施設の運営を支援しました。

学校園所の主な取組

すべての子どもたちの充実した学びや育ちに向け、それぞれの学校園所で取り組んでいる主な取組内容を以下のとおりまとめています。

主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実 / 協働的な学びや育ちの実現

取組名 子ども主体の教育保育の推進

概要 従来の一斉講義の授業だけではなく、子ども自らが「問い」を持ち、学ぶことが大切です。例えば、探究的な学習や教科横断的な学習等、多様な学習方法により子ども主体の教育保育を推進します。

取組名 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

概要 主体的・対話的で深い学びを達成するため、アナログとデジタルのそれぞれのよさを活かして、子どもたちの「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進していきます。

その他 子どもが夢中になる遊びを実現する保育 / 異学年学習 / 自由進度学習 /
具体的な取組 オンラインによる国際教育 / 劇を活用した表現学習 など

インクルーシブ教育保育の推進 / 人権教育の推進

取組名 多様な学びの場の確保

概要 教室での学びのみではなく、校内サポートルームや学校外での学びのスペース「セオリア」、オンライン学習等、誰もが学ぶための場所と選択肢を確保します。

取組名 インクルーシブ教育保育の推進

概要 集団及び個々の教育的ニーズに応じた配慮や支援、ユニバーサルデザインの視点を活かした授業・保育など、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、違いや失敗を認め合える集団をつくっていきます。

その他 0.1.2歳児の育児担当制保育 / 「子どもの人権」学習会
具体的な取組 自立活動や通級指導の充実 など

学校運営をみんなで考える体制の構築

取組名 子ども自らが創る生活

概要

子どもの日常生活において、例えば運動会や生活発表会、卒園式等の行事、校則等のルールメイキング、教育課程の内容等に対して、自ら関わり、意見を表明し、仲間と創り上げる経験を積んでいきます。

取組名 子どもと教育委員会の意見交流会

概要

子どもが自身の意見を表明する機会を通して、学校や社会の一員としての当事者意識を育み、次世代の民主主義社会の担い手の育成を図るために、子どもと教育委員会の意見交流の機会を持ちます。

その他 学級活動や児童・生徒会活動をはじめとした特別活動の充実
具体的な取組 デジタル・シティズンシップ教育の推進 / 給食献立意見交流会 など

地域社会との協働による子どもの健やかな成長の支援

取組名 就学前・小・中の交流や連携の強化

概要

子どもたちの豊かな育ちが連続してつながるように、市立園所ならびに認可された民間園所と小学校の連携を強化するための連携校園所を制定し、「川西市架け橋期カリキュラム」を作成することで、異校種連携を充実させます。

その他 地域の方との関わり（ボランティア・ゲストティーチャー等）の推進
具体的な取組 民間との連携 / 体験活動の充実 など

子どもの学びや育ちを支える教職員の育成

取組名 子どもに伴走する学校園所

概要

子ども主体の教育保育活動に取り組む学校園所や教育保育職員等の実践を市全体へ広げることで、市内の教育保育職員が主体的に学び合う同僚性を高め、子どもとともに学ぶ学校園所を目指します。

その他 教職員の資質能力の向上に資する研修 / チーム担任制
具体的な取組 柔軟な教育課程の編成 など

令和6年度の主な取組と外部有識者からの評価

令和6年度に教育委員会事務局が実施した事業の中で、特に重要なものについて、主な取組と、令和7年度教育行政事務評価での外部有識者の評価について紹介します。

事業名 教育研究事業（教育保育課）

**令和6年度
主な取組** 研究事業等委託事業の実施、教職員研修の実施

**評価委員に
よる評価**

教職員が自ら進んで研修に取り組むことは重要だが、一方で自分の興味のある研修のみ受けることは望ましくない。研修の目的は、個人の興味に偏らず幅広い視野とスキルを養うことである。例えば教科研修だけではなく、マネジメント研修など幅広い研修を受けたかという点を大事にしていきたい。将来を担う人材育成を見据えた研修を提供していくことも教育行政の役目である。

校園種を跨いだグループでの研修を行っているとのことだが、それに加えて同じ校園種で、経験年数や役職が異なる教職員間での研修を実施することで、新たな視点を知る機会になるだろう。

研修の評価は難しく、単に参加人数で研修の評価を図るのは不十分な一方で、教職員の満足度で評価することも適切とはいえない。重要なのは、個々の教職員が学びを日々の実践に活かし、それが結果として子どもたちの学びに還元されることである。例えば子どもの授業に対する満足度など、外化された指標で研修の評価を行うことも検討してもらいたい。

事業名 校内学びの場づくり事業（教育保育課）

**令和6年度
主な取組** 校内サポートルーム支援員の配置、校外生徒指導活動事業、いじめ対策関連会議の開催

**評価委員に
よる評価**

校内サポートルームについて、不登校児童生徒の約半数が利用しており、利用数が安定して推移していることから、市立全小中学校への整備や支援員の配置が効果を示していると考えられる。

各校に複数の支援員を配置していることで、仮に1人の支援員と合わない場合でも、サポートルームに継続して通えるようになっている。支援員と子どもの関係性は、取組の肝となる部分なので大事にしていきたい。市として教室への復帰が絶対ではないという1つの方向性を持ちつつも、サポートルームの利用までの流れは、各校で実態に合わせて行っている点も有効である。

事業への保護者の期待も高く内容も充実しているため、自己評価を向上させるとともに、取組成果がより明確に見えるように、指標の見直しを検討してもいいのではないだろうか。

いじめ問題対策委員会については、緊急時などに外部の専門家へ調査を依頼するための予算が足りていない。質の担保のためにも、市長部局へ予算確保を働きかけてもらいたい。

事業名 学校教育支援事業（教育保育課）

**令和6年度
主な取組** 市立全中学校への「放課後無料学習支援」の学習支援員配置、市立中学校への少人数加配教員配置、市立全小学校への「きんたくん学びの道場」の学習支援員配置、部活動の社会移行の推進、「生きる力」を育む教育実践事業の実施

**評価委員に
よる評価**

部活動の社会移行については、教員に時間が生まれることで、最終的に学校教育の質的向上に繋がっていくという点を市民に適切に理解してもらう必要がある。令和8年度の完全移行後には、事業成果の評価方法についても検討してもらいたい。

放課後無料学習支援については、放課後の居場所づくりではなく、学習の場として位置づけているのであれば、取組が学力の向上にどれだけ繋がったかという視点を大事にして欲しい。

取り組む事業の選択と集中も必要だ。例えば小学校への学習支援員の配置は、他の取組と比較すると利用者が少なく、また居場所づくりという観点では他の事業と役割が重複している。

一定の成果が出た事業は再編を検討し、教育委員会として力を注ぐべき分野を精査する必要がある。

市立中学校への少人数加配教員の配置は人手が不足しているとのことだが、地元企業を退職した方の中には教員免許所有者がいる可能性がある。そのような方に研修を実施した後に、少人数加配教員として活躍していただいたり、教員としての勤務が難しいようであればボランティアで学習支援を行っていただくなど、地域の力を活用することも検討してもらいたい。

事業名 特別支援教育保育推進事業（インクルーシブ推進課）

**令和6年度
主な取組** 加配対象児在籍園所に対する巡回指導、医療的ケア運営協議会の開催、特別支援学級等担任に対する「特別支援学校教諭二種免許状」取得補助、支援児サポートシステムの活用

**評価委員に
よる評価**

特別支援学校教諭二種免許状の取得補助の取組は、教員にとって専門性向上の支援として大変ありがたい取組である。しかしながら、この補助を活用して免許を取得した教員が他市へ流出してしまうと、市の損失になってしまうという点には留意が必要だ。

支援児サポートシステムについては、適切なアセスメントや支援計画の叩き台の作成などについて、教職員から肯定的な意見が多い一方で、経験豊富な教職員の評価がやや低いという課題がある。経験が豊富な教職員には、自分の指導方法に固執せず、ソフトの提案を参考に自分の指導方針を振り返る姿勢が求められる。

保護者との共通言語として、長期的に活用出来るソフトになっている。まずはアウトプットされたものをどう効果的に使うかを考えてもらいたい。

就学前のネット環境が不十分、ソフト上に中学校に合った教材が少ないなど、ソフトの活用に当たって改善すべき点については、業者への要望も含め、引き続き取り組んでももらいたい。

事業名 留守家庭児童育成クラブ事業（入園所相談課）

**令和6年度
主な取組** 夏季休業期間中のみの育成クラブの開設、留守家庭児童育成クラブにおけるICT環境の整備

**評価委員に
よる評価**

留守家庭児童育成クラブへの登録希望者が年々増加していることから、保護者にとって必要性が高い事業であることは明白である。運営を着実に続けていくためには、クラブ運営マネージャーを中心に、子どもに関わる研修をしっかりと実施することが求められる。

夏季休業明けに育成クラブを退所する利用者が多い状況を受けて、夏季休業期間中のみ開設する育成クラブの数を令和5年度から増やし、定員の実質的な増加を図った取組は評価に値する。令和6年度は、夏クラブの利用者が約200名に達しており、通年利用を希望する待機児童数の減少にも繋がっていると言える。

単純に育成クラブの数を増やすことは、人材確保の観点から困難であるため、放課後の居場所づくりなど、育成クラブとは別の事業からも待機児童の解消に取り組む必要がある。

保護者の多様なニーズに応じて、今後も様々な形で待機児童の解消に取り組んでもらいたい。

事業名 小学校運営事業/中学校運営事業/特別支援学校運営事業（教育総務課）

**令和6年度
主な取組** 市立学校24校の運営・安全管理や施設の維持管理、市立学校の水泳授業の民間委託、学校運営上必要な教材・管理備品の購入、中学校自転車通学に向けた備品等の購入

**評価委員に
よる評価**

小学校と特別支援学校の計3校でモデル実施した水泳授業の民間委託については、インストラクターの専門的な指導や、天候に関わらず授業を実施できるという教育的な側面に加え、教員のプール管理の負担が軽減されるという点も大きい。

徒歩で施設へ移動可能な学校から委託を進めているが、今後全市的な展開を検討する際にはバスでの移動が必要となり、予算規模がかなり大きくなる。市民への説明についても考えていく必要がある。

中学校の部活動の社会移行を今後進めていくに伴い、地域クラブが活動で使う備品について、各クラブで対応するものと、教育委員会で対応するものを整理していく必要がある。担当各課と連携しながら進めていってほしい。

今後は、人口減少社会における学校施設の役割も検討していく必要がある。従来は必要なものが全て学校にあることが当然とされてきたが、限られたリソースを有効活用する観点から、学校施設や設備のあり方を再検討し、新たな活用方法を模索して欲しい。

令和7年度教育行政事務評価では、事務評価と併せて、教育長・教育委員と評価委員による意見交換会を実施しました。

教育長・教育委員と評価委員による意見交換会

参加者 教育長、教育委員2名、評価委員2名

意見交換会 の要旨

- ・各自治体によって、教育委員会が行っている内容は大きく異なっている。川西市の教育委員会は、月1回の定例会に加えて、事務局と教育委員の意見交換を行う協議会を月2回開催している。協議会では予算編成前の内容について教育委員と協議を行うなど、教育委員の意見を政策立案から取り入れている点が特徴であり、進んだ取組である。
- ・近年、子育てや教育に積極的に取り組む首長が増えている。その際、教育の中立性と専門性を確保するため、教育委員会の独立性の担保を重視する必要がある。教育委員会の独立性を維持しつつ、首長と建設的な関係を築いていくことが重要である。
- ・教育委員会事務局の取組を正當に評価することが求められる。また、その取組を市民に広く知ってもらうことで、教育委員会制度そのものへの理解が深まることに繋がる。
- ・教育委員には各分野の専門家が集まっている。その専門性を十分に活用するためにも、学校現場や事務局が教育委員に積極的に相談出来るような仕組みや環境づくりが求められる。このような連携を促進することで、教育委員会制度の意義がさらに高まるだろう。

諸 報 告

令和 8 年 3 月 2 6 日（木）

1. 清和台地区の学校のあり方検討の進捗報告について

（教育政策課）

2. 旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業施設改修及び保育所整備
・運営事業者の選定

（教育保育課）

第7回 清和台地区学校のあり方を検討する懇話会

令和8(2026)年3月23日
於:清和台中学校
午前10時～



目次

1. 川西養護学校との意見交換について

- (1) 川西養護学校保護者との意見交換
- (2) 川西養護学校教職員との意見交換

2. 清和台地区保護者との意見交換について

3. 清和台地区児童との意見交換について

4. 今後のスケジュールについて

(1)川西養護学校保護者の意見

【実施日】 ほごしゃサロン 2月10日(火) 10:00~11:00

【参加人数】 5名(小学部3名 中学部2名)

【実施日】 2月17日(火)~3月13日(金)

※保護者個人懇談後に個別に実施

【実施人数】 小学部11名

3

場所について

- ①清和台は猪名川町からも通いやすい場所で、とても良いところだと思う。
- ②別の地域に移るとなると、一から住民の声を聞くとところから始める必要があり、スクールバスや送迎車の通行について理解してもらっている清和台が良いと考える。
- ③川西には重度の子どもが通える放課後等デイサービスの数が少ない。学校の場所が変わることによって現在通っている事業所に通えなくなる可能性もあるため、学校の場所は変わらない方が良い。
- ④放課後等デイサービスや自宅からの送迎を考えると南部にある方が嬉しいが、現実的には難しいだろうとも理解している。
- ⑤自家用車を持っていない保護者にとっては公共交通機関が通っている場所が良い。
- ⑥仮設で一時的に不便になることは仕方ないと理解している。しかし、我が子は特に体温調節が自分でできないので、夏や冬の空調機能などは、仮設の場合でもしっかり確保してほしい。
- ⑦仮設は建てずに、統合で空いた小学校の敷地に養護学校を新設し、一度の移動で済む形が理想だと思う。環境の変化に敏感な子どもが多いので、負担を減らす工夫ができれば良いと思う。

1. 清和台は川西と猪名川の間地点に位置しており、場所として適している。
2. スクールバスや送迎車の通行について地域の理解が得られている清和台が望ましい。
3. 仮設校舎は、子どもに負担がかからないよう、安全に過ごせる環境は確保してほしい。

4

今後の教育環境について

- ① 普段から接することで障がいについて理解してもらえると嬉しい。地域全体で理解が深まることを望んでいる。障がいのある子が「いて当たり前」の状態になると良い。
- ② C案であれば交流が増え、学校が活発で明るい雰囲気になると感じる。今も、地域の学校と交流した際には、子どもが楽しそうにしており、刺激を受けている。
- ③ 今よりもいろいろな先生に出会える点も良いと感じる。小・中学校の先生たちにも川養を知ってもらえる。また、同学年で知り合える保護者も増えて良いと思う。
- ④ C案の場合は、川養の敷地もつなげて考えられるため、グラウンドも使用できそう。ぶつかったりすると危険なため配慮は必要だが、広く活動できる場所があることはありがたい。
- ⑤ 小・中学校との交流においては、先生方には子どもの状況をよく理解し、子どもが嫌な思いをしないように配慮して交流してほしい。
- ⑥ 交流は、あまり望んでいないため、交流したい子だけ参加すれば良い。
- ⑦ 感染症に弱い子もいるため、全員が同じように交流を増やすのは難しいのではないかと。子どもも先生も行き来が増えると感染リスクが高まる可能性がある。

- 
1. 日常的に接する機会を増やすことで、障がいに対する理解がより深まる。
 2. C案であれば、児童間の交流が増え、先生や保護者との新たな出会いも期待できる。
 3. 交流は、児童一人ひとりの状況や特性を十分に配慮しながら進める必要がある。

5

建物について

- ① 早急に改善してほしい部分も多い。今の環境を整備しつつ、新しい学校について考えてほしい。
- ② 校舎については医療的ケアを必要とする児童生徒が通うことを前提に、バリアフリーであることに加え、川養として独立した生活エリアを確保してほしい。
- ③ スクールバスや放課後等デイサービスの車両が複数台通行することになり、小中学校の登下校の児童生徒と動線が重なり危険である。出入口は別々にし、安全を確保してほしい。
- ④ 仮にC案のように校舎を一緒にして利用する場合でも、川養が目立たない場所へ追いやられる形はしたくない。自然に混ざり合い、無理なく交流できる環境になってくれるとうれしい。小学校のように、明るく開放的な場所にあるのが理想である。
- ⑤ 駐車場は広く整備してほしい。風雨を防げる乗降場所の確保や、福祉車両が十分に駐車できるスペースが必要。特に遠方から来る保護者にとっては、現状では駐車する場所がないため改善してほしい。
- ⑥ 他市の特別支援学校で良い設備があればぜひ取り入れてほしい。

- 
1. 感染症や医療的ケアが必要な児童生徒がいるため、ある程度独立した生活エリアを設けることが必要。
 2. 安全性確保のため、出入口を分けるなど、動線の工夫が必要。
 3. 駐車場を広く整備してほしい。また、最新の設備があれば、取り入れてほしい。

6

(2)川西養護学校教職員の意見

【実施日】 2月3日 15:45～16:15

【参加人数】 28名

7

建物、場所について

建物について

- ①床がコンクリートの上にカーペット敷きで寒い。密封性もないため、体温調整に支障がある子どもにとって辛い。**今の最新の設備ではないため、安全面でも不安がある。**
- ②現在、移動手段はエレベーターと階段のみであるため、2階で授業を行っている際にエレベーターが故障した場合の避難経路が心配。
- ③現状では学校にバスを常駐させるスペースがなく、登下校時に付きそう支援員の負担が大きい。**バスが常駐できる広さの駐車場が必要である。**
- ④医療的ケアが必要な子どもが多いため、他の小学校と同じフロアで生活することは難しい。**感染症のリスクを考慮し、建物やフロアを分けるべきである。**

場所について

- ①南部は猪名川の子どもにとって遠く、通うのが難しいと思う。猪名川の生徒が1時間以上バスに乘る状況は厳しいと思う。
- ②こどもたちの社会体験が少ない現状がある。歩いてトナリエ（商業施設）に行っているが、**買い物体験できる施設が近くにあると学習面で良い**と感じる。

- 1. 子どもたちが安全に過ごせるような設備が整った施設にしてほしい。
- 2. 南部は猪名川の子どものことを考えると難しいため、課題もあるが清和台が良い。

8

今後の清和台地区の教育環境について

C案の教育環境について

- ① C案のように日常的に一緒にいることで、小学生の頃から自然に互いを理解し、偏見を持たずに育つ環境がつくられると思う。共有スペースが設けられていると、さらに交流が深まると感じる。
- ② 小中学校との交流は少なく、年に1回程度しかいないため、交流できる環境が望ましい。
- ③ C案の場合、医療的ケアが必要な子や車椅子を使用している子がいるので、ぶつかると危険である。ただ、その点についての運用は今後検討すればよい。
- ④ 交流をどこまで求めるかによって、校舎のつくりも変わる。
- ⑤ 新設する際の仮設の場所が課題である。どこかの学校をそのまま使用することは難しい。

※小学校と特別支援学校が一緒になっている学校に勤務していた方の意見(P24～27参照)

- ① 通常の学級に支援学校の子の時間割が貼ってあり、朝の会も一緒にしていた。通常の学級の一員として生活できていたので、とても良かった。
- ② 自身の経験では、教職員間で困ったり負担が大きくなったりすることは特になかった。

- 1. 日常的に交流できる環境になるのは良い。
- 2. 校舎の建て方や交流の方法については、安全が確保できるように検討が必要。

9

目次

1. 川西養護学校との意見交換について

- (1) 川西養護学校保護者との意見交換
- (2) 川西養護学校教職員との意見交換

2. 清和台地区保護者との意見交換について

3. 清和台地区児童との意見交換について

4. 今後のスケジュールについて

10

小学校保護者意見結果 まとめ

清和台小学校

実施日 2月5日(木) 授業参観、学級懇談後に実施
意見交換できた人数 70名(家庭数140) 回答率50%

清和台南小学校

実施日 2月4日(水)、19日(木)、20日(金) 授業参観、学級懇談後に実施
意見交換できた人数 73名(家庭数141) 回答率52%

アンケート(未就学含む)

実施日 2月3日(火)～2月26日(木)
回答数 44

保護者意見の傾向

- ・少子化の進行が予測される中で、B案やC案を選択し、より魅力的で良い学校づくりを目指してほしいという意見が多く見られた。
- ・単学級の状況を解消するために、速やかに学校の統合を進めてほしいという意見も一定数見受けられた。

11

未就学保護者意見結果 まとめ

意見交換会

実施日 3月1日(日) 10:00～11:00
参加人数 11名 清和台公民館

新1年生保護者

入学説明会にて、今後の流れについて説明(小学校在学中に統合する旨を説明)

実施日 3月6日(金)

参加人数	清和台小学校	25名
	清和台南小学校	23名

保護者意見の傾向

- ・小学生の保護者と同様に、B案やC案を望む意見が多かった。
- ・入学説明会で話を聞いた新1年生の保護者からは、単学級に対する不安があるため、統合を進めるならなるべく早く実施してほしいという声があった。
- ・市として、子どもを増やす施策を実施してほしいとの意見もあった。

12

A案について

良い点

- ①とにかく早く統合してほしい。単学級を早く解消してほしい。前回の統廃合の議論から何年も時間が経っており、これ以上は待てない。子どものにとって大切な時期なのでスピード感を持って取り組んでほしい。
- ②小学校と中学校で環境を変えた方がメリハリが付くので、小学校だけの統合が良い。
- ③小学生だけの方が、子どもがのびのびと学校生活が送れると思う。
- ④初期費用が最も少ないものを選ぶべき。浮いたお金をスクールバスなどに投資してほしい。

懸念事項

- ①子どもが今後も減っていくのであれば、また単学級になって同じ状況になってしまうのではないか。
- ②普通の小学校になるだけ。どうせなら、子どもにとって魅力的な学校を作してほしい。
- ③どちらかの学校を使うとなると、通学距離で不公平感が残る。

13

B案について

良い点

- ①中学校と連携できることは魅力的に感じる。中学校に早く慣れることができそう。
- ②将来を見て、子どもたちにとって良い学校を作してほしい。
- ③今後も人数が少なくなるのであれば、小中一貫校にすれば良い。
- ④中学生に引っ張ってもらえるような学校にしてほしい。中学生も小学生と一緒にになれば、責任感がでて良いのではないか。
- ⑤運動会などの行事も、小学校と中学校で一緒にできたら盛り上がりそう。

懸念事項

- ①中学生の悪い影響を受けるのではないかと心配。
- ②小学校と中学校で環境が変わらないことは良くないのではないか。
- ③小1と中3では、年齢が離れすぎていて、体格差も大きいいため心配している。建物としての設備や遊具なども小学生に合ったものにできるのか心配。
- ④中学生と合同で使用するとグラウンドが狭くなり、のびのび遊べないのではないかと心配。
- ⑤中学生も一緒になると、人数が多くなりすぎるのではないか。
- ⑥給食が自校式でなくなってしまうのではないかと心配。

14

C案について

良い点

- ①障がいのある子と小さいうちから関わることで、お互いを理解でき、偏見もなくなり、とても良いと思う。
- ②どうせ統合するなら、みんな一緒に生活できる環境が良い。
- ③多様性を学べる。いろいろな立場の人と出会って学べる環境の方が良い。
- ④話題性があるので、清和台のまちづくりのためにも良いのではないかな。

懸念事項

- ①川養の子にぶつかったり、感染症をうつしてしまったりと、危険なことが起こらないか心配。
- ②時程や行事がそれぞれの学校で違うため、中学校のテスト週間や受験前など、うるさくならないか心配。
- ③川西養護学校の保護者や先生がどのように思うかが大切だと思う。
- ④C案のイメージがわからないため、何が良いのかわからない。

15

その他

通学面

- ①通学支援(スクールバス)があるなら、どの案になっても良い。
- ②どの案でも、学校が遠くなるのであれば、低学年の登校が心配。
- ③大きな道路を渡らせるのが心配。

跡地

- ①跡地活用が一番気になる。ほったらかしになると、まちの雰囲気が悪くなると思うので不安。
- ②跡地は子どもたちが活用できる公園にしてほしい。子どもたちが遊べる場所がなくてかわいそう。地域の方の意見を聞くのも大切だが、子どもたちにとって良いまちにしてほしい。

その他

- ①残り1年(6年生)で学校が変わるのは辛いと思う。
- ②統合すると決まったなら、体操服など、統一するものは早めに統一してはどうか。

16

目次

1. 川西養護学校との意見交換について

- (1) 川西養護学校保護者との意見交換
- (2) 川西養護学校教職員との意見交換

2. 清和台地区保護者との意見交換について

3. 清和台地区児童との意見交換について

4. 今後のスケジュールについて

17

授業の様子

清和台小学校

授業日 2月2日(月)【4, 6年】
3月5日(木)【5年】

清和台南小学校

授業日 1月26日(月)【4, 5, 6年】

授業の流れ

- ①12月の地域説明会で説明した「2つの小学校がともに学ぶ環境をめざす」という方針を伝える。
- ②2つの小学校が仲良くなるために、どのような交流をしたら良いか考える。
- ③ふりかえり



18

授業の感想

なかよくなるためのアイデア

- ①一緒に遊ぶ(鬼ごっこ、ドッジボール、クイズ大会、サッカー、学校に一泊 など)
- ②一緒に授業をする(調理実習、工作、体育、クラブ活動、算数教え合い)
- ③校外学習に一緒に行く、一緒に弁当・給食を食べる
- ④清小祭り、清南小祭りに招待する。
- ⑤クリーンアップ作戦など、地域も参加する行事を一緒にやる。

授業の感想

- ①清和台小と清和台南小がこれからどうしていくのかをちゃんと聞けてよかった。
- ②学校が統合することで課題もあることがわかった。いろんな課題を乗り越えていい学校ができる
といいなと思った。
- ③初めに聞いた時は不安に思ったけど、「どんなことをしたら楽しいか」を考えるとアイデアがたくさん出てきて、とても楽しみになった。
- ④みんなで話し合ったら、ちょっとは安心できた。不安なこともあったけど、少しおもしろそう・わくわく
するなと思った。
- ⑤3つの案を聞いたけど、まだちょっと心配もある。

19

意見や感想等について

川西養護学校の保護者や清和台地区の保護者の意見、子どもたちの意見を聞き、今後の清和台の教育環境についてどのように考えますか。懇話会の皆さまの感想やご意見をお聞かせ下さい。

20

目次

1. 川西養護学校との意見交換について

- (1) 川西養護学校保護者との意見交換
- (2) 川西養護学校教職員との意見交換

2. 清和台地区保護者との意見交換について

3. 清和台地区児童との意見交換について

4. 今後のスケジュールについて

21

今後のスケジュール(イメージ図)

令和8(2026)年～

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
懇話会	第6回		第7回	第8回	第9回		第10回	
意見収集	保護者・子ども 対象 意見交換会							
意見収集 (教職員)		川西養護		清小 清南小	川西養護			
説明会							第3回	

※日程は目安です。

教育環境と運営場所、開始時期、通学支援などの協議事項について、教育委員会の案を提示します。

22

参考資料

23

《参考資料》小学校と特別支援学校が一緒になっている学校

《参考》ひまわり特別支援学校（三田市）

2016年4月 ひまわり特別支援学校 開校

小学部は富士小学校の敷地内に、中学部・高等部は富士中学校の敷地内に開校した。



交流及び共同学習実施先

日常的、継続的な交流及び共同学習を実施しています。
行事交流も行っています。

富士小学校・居住地校



富士中学校・居住地校

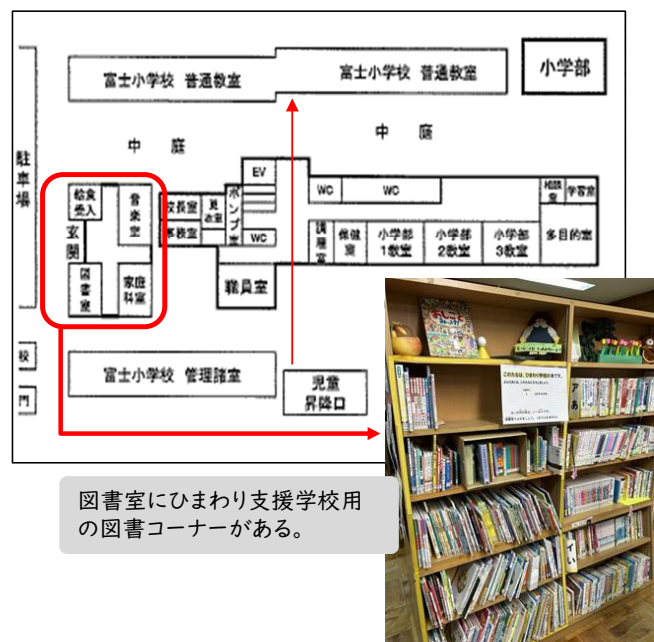


《三田市立ひまわり特別支援学校パンフレットより》

24

《参考資料》小学校と特別支援学校が一緒になっている学校

【校舎の工夫】



【 交流の様子 】

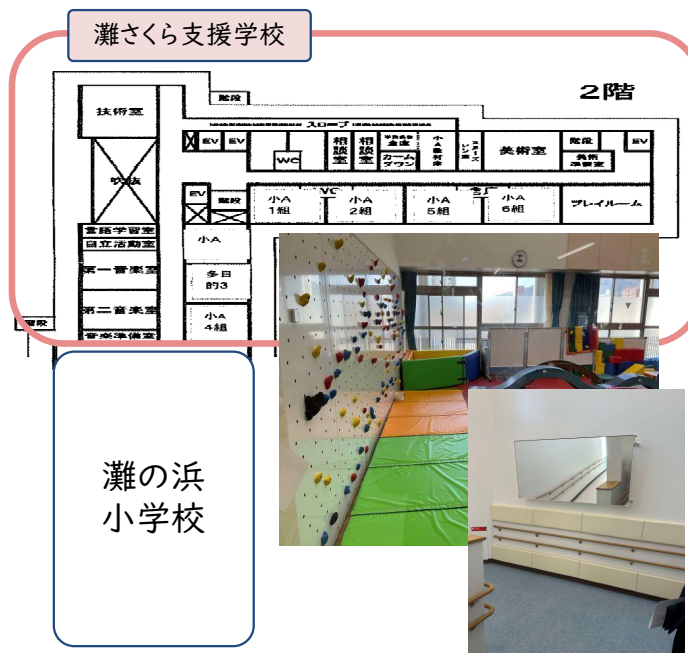
- ①同じ敷地内にあるために、「おはよう」というあいさつから始まる。
- ②小学校や中学校の音楽会や運動会、校外学習の行事に支援学校の児童生徒も参加している。
- ③一人ひとり交流学級を決め、朝の会や参加できる授業を一緒に過ごしている。
- ④昇降口から富士小学校教室に行くまでの動線上にひまわり特別支援学校があることや、特別教室もひまわり特別支援学校の近くにあることで、両校が顔を合わせやすい環境づくりをしている。
※ひまわり特別支援学校の2階は富士小学校の普通教室になっている。

25

《参考資料》小学校と特別支援学校が一緒になっている学校

《参考》灘さくら支援学校（神戸市）

2021年 神戸市立灘さくら支援学校 開校
神戸市立灘の浜小学校と合築して開校した。



26

《参考資料》小学校と特別支援学校が一緒になっている学校

《参考》灘さくら支援学校（神戸市）

【 校舎の工夫 】

両校の施設は2階と3階で行き来ができるよう計画。両校の区画周辺に、小学校側では交流ランチルーム、特別支援学校側では多目的室、音楽室などを集約して整備することで、共同学習や交流が展開しやすいように配置上の工夫をしている。



小学校 交流ランチルーム

【 交流の様子 】

- ①特別支援学校内に交流担当を1名配置し、灘の浜小学校の年間計画を見ながら、交流できそうな授業を考えている。
- ②あさのつどいに灘の浜小学校6年生が参加し、歌やダンスなどを一緒にしている。
- ③公園遊びに、灘の浜小学校1,2年生が生活科として参加している。
- ④運動会練習を見学している。
- ⑤1年生では、お互いの学校の学校見学をしている。



ポッチャを楽しむ小学校5年生と肢体不自由部門の小学部1年生から6年生。チームに分かれて作戦を練ったり、反省会を開いたりしている様子。



休み時間に教室でボール遊びやゲームをして一緒に遊ぶ小学校6年生と知的部門高学年生の様子。

《インターネット参照》27

《参考資料》小学校と特別支援学校が一緒になっている学校

同じ校舎でともに生活することの意義

【 視察先の校長や教員の意見 】

- ①特別支援学校の子どもにとっては、同年代の友達と過ごすことが刺激になり、意欲や社会性の向上にもつながる。共にいることで、学ぶことが多い。お互いに刺激を受けている。
- ②同じ校舎で日常をともにすることで、支援が必要な子どもが特別な存在ではなく、身近な友達として受け入れることができる。違いがあること自体が当たり前という感覚が育ち、お互いを尊重し合うことができる。
- ③低学年の児童は、支援学校の子どもに対して、「どうして車椅子なの？」など、感じたことを素直に言葉にし、教員が丁寧に説明することで、誤解や思い込みではなく、その子の体の状態や特徴を理解することができる。その経験を日々繰り返すことで、偏見や先入観が少しずつ薄れていく。
- ④お互いに、「できないこと」ではなく、「できること」や「工夫すれば一緒にできること」に目が向くようになり、多様性を受け入れる力が育つ。
- ⑤小学校から交流を繰り返すことで、中学校になってからもつながりが継続する。

令和 8 年 2 月 16 日

川西市こども未来部こども政策課

旧市立東谷幼稚園を活用した保育所整備及び施設改修事業
施設改修及び保育所整備・運営事業者の選定について

1. 選定結果

川西市は、標記事業に係る施設改修及び保育所整備・運営事業者として、川西市民間保育施設等整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)において選定された株式会社 はな保育(本社:愛知県名古屋市)を優先交渉権者に決定しました。

今後、同社と整備・開設に向けた協議や手続きを進めてまいります。

2. 委員会による審査結果

提案事業者	審査結果			
	①改修等業務 (60 点)	②保育所整備・運営 (320 点)	合計(①+②) (380 点)	順位
株式会社 はな保育	44.2	231.4	275.6	1 位
A	45.3	211.3	256.6	2 位
B	34.5	179.4	213.9	3 位
C	31.5	174.3	205.8	4 位

3. 選定経過等

(1) 選定体制

委員会を設置し、専門的な視点で審査・選定を実施。委員の構成は、学識経験者、公認会計士、建築士、子育て支援事業者、市職員(保育従事者)、市職員(建築職)の6人。

(2) 選定経過

日程	会議	内容
令和7年8月30日(土)	第1回	・公募型プロポーザル実施要領及び評価項目、配点について ・旧東谷幼稚園の見学 など
令和8年2月2日(月)	第2回	・プレゼンテーション審査 など

【参考】

募集経過（一部抜粋）

令和 7 年 9 月 11 日	募集要項等の配付開始
令和 7 年 9 月 29 日、10 月 1 日	現地見学会の実施
令和 7 年 10 月 15 日～17 日	個別対話の実施
令和 7 年 10 月 31 日	参加申込書の提出期限
令和 7 年 11 月 17 日～19 日	VE 対話の実施
令和 8 年 2 月 2 日	プレゼンテーションの実施

募集要項の概要（保育所部分）

対象	2・3 号認定を受けた就学前児童
定員	30～50 人（定員の概ね 4 割以上を 3 歳未満児とする） ※0 歳児の設定は必須とする ※生後 57 日目からの乳児保育の実施は任意とする
区域・用地	旧東谷幼稚園の 1 階及び遊戯室棟、園庭等
土地・建物の使用	土地：市と賃貸借契約を締結 建物：市と定期借家契約を締結（旧園舎 1 階及び遊戯室棟）
開園時期	令和 9 年 4 月 1 日
開園時間	1 日 11 時間（午前 7 時～午後 6 時）
閉園可能日	年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）及び日曜日・祝日
実施を要する 子ども・子育て 支援事業等	・延長保育事業（午後 7 時までの実施は必須とし、午後 8 時までの実施は任意とする） ・一時預かり事業（国の実施要綱に基づき実施すること） ・地域子育て支援拠点事業（国の実施要綱に基づき実施すること） ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※休日保育事業、その他事業は任意提案とする。